

高圧ガス保安法遵守状況一覧（その4）

液化石油ガス保安規則第19条第1項第3号ロ バルク貯槽（1トン以上）により貯蔵する場合

条 文		遵守状況
液化石油ガス法施行規則第16条第20号(貯蔵能力3,000kg以上沈下測定)		
液化石油ガス法施行規則第54条第2号		
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号イ	
イ	バルク貯槽は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。	
ハ	バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に付属する気化装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が3,000キログラム未満のものにあつては5メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。	
第19条第3号ハ及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合すること。（第19条第3号ハ及び第4号に係る部分に限る。）		
液化石油ガス法施行規則第19条第3号ハ		
(1)	告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	
(2)	告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	
(3)	告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。	
(4)	告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。	
(5)	告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。	
(6)	告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。	
(7)	均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。	
(8)	(1)から(7)までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2)又は(3)に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合にあっては、この限りでない。	
(9)	バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。	
(10)	バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。	

	(11)	バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。	
	(12)	バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。	
	液化石油ガス法施行規則第19条第4号		
	バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。		
ニ	地盤面上に設置するバルク貯槽は、第19条第3号ニ(1)(貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。)、(2)、(3)(貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。)、(4)(貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。)及び(5)の基準に適合すること。		
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号ニ		
	(1)	基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。	
	(2)	自動車等車両が接触しない措置を講ずること。	
	(3)	バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。	
	(4)	告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。	
	(5)	第3号ハ(1)の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	
ホ	地盤面下に埋設するバルク貯槽(貯蔵能力が3,000キログラム未満に限る。)は、第19条第3号ホの基準に適合すること。		
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号ホ		
	(1)	バルク貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。	
	(2)	バルク貯槽を埋設した場所に自動車等が乗り入れることのないような措置を講ずること。	
	(3)	告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。	
	(4)	バルク貯槽の埋設には、石魂等のない土又は砂を用いること。	
	(5)	バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。	
	(6)	バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。	
	(7)	プロテクターのふたは、厚さ5センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。	
へ		省略	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。